

「児童扶養手当」の加算額が変わりました

平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されました。

平成28年8月から

加算額が、増額されます。

【第2子】月額5千円→最大で月額1万円に

【第3子以降】月額3千円→最大で月額6千円に

平成29年4月から

物価スライド制を導入します。

物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」を、児童扶養手当の加算額にも導入します。

児童扶養手当の月額

	改定前の手当月額 (平成28年7月分まで)	改定後の手当月額 (平成28年8月分から)
子どもが1人の 場合	全部支給：42,330円 一部支給：42,320円～9,990円 (所得に応じて決定されます)	同 左
子どもが2人目の 加算額	定額5,000円	全部支給：10,000円 一部支給：9,990円～5,000円 (所得に応じて決定されます)
子どもが3人目 以降の加算額 (1人につき)	定額3,000円	全部支給：6,000円 一部支給：5,990円～3,000円 (所得に応じて決定されます)

増額の支払月

平成28年8月分から加算額が増額されますが、平成28年8月から同年11月分は、4か月分の児童扶養手当の支給月である平成28年12月に支払われます。

【お問い合わせ先】藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113

「教育長」コラム

知っているようで、知らない方もいる「町章デザイン」にふれてみたいと思います。

「町長」が背広の襟に付けている「町章」ですが、藤里町では、今まで「町章」に決まったカラーがなかったので、平成25年11月1日に「町制施行50周年」を迎えるにあたり、藤里町の「町章カラーデザイン」を募集しました。たくさんの応募が寄せられました。

その中で、「フ」は紫(フジの花)・周りの水色は(きれいな水をイメージ)・背景の緑は(緑に囲まれた藤里町)との説明が加えられてあった、当時・中学1年「古川優奈」さんの作品が審査員の心をつかみ決定致しました。

町民の皆さんも、「ふじさとのシンボル」の徽章(記章)なので、背広や、スーツなどに付けてくださると、町の宣伝にもなりますし、若いセンスで、とてもおしゃれな感じが致します。どうぞ、ご利用下さい。

追伸：役場・総務課で販売しております。(浅利)